

第55回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年2月1日)

開催日及び場所		平成21年9月29日(水曜日) 農林水産省共用第2会議室		
委員		春田 浩司(社団法人役員) 南 一誠(大学教授)		
審議対象期間		平成21年4月1日～平成21年6月30日		
審議対象案件		10件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		8件 (抽出率80%) うち、1者応札案件0件 (抽出率-%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			随意契約(不落随意契約)	2件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		変更契約	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	指名競争		公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	随意契約		公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		その他の随意契約(不落随意契約)	1件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	

(特記事項) 特になし		
	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(全体の概要説明関係)</p> <p>2ページに一覧表があるが、総契約件数4件で、分類について①から⑧まであり、随意契約、変更契約を除いて①から⑥までの分類に分けて単純に契約金額の規模で発注しているようだが、設計業務の契約方法の潮流は金額ではなく、設計内容に応じて、技術的な要素に重点をおいて、例えばプロポーザル方式で、技術力を評価した上で選定をする等の工夫が必要であると思われるので、ご検討いただければと思う。</p>	<p>国土交通省と同じように業務内容に応じた入札契約方式の選定する通達を出しており、プロポーザル方式を選定した場合は、金額を基準として、公募型、簡易公募型プロポーザル方式を選定している。</p> <p>備考の欄には金額だけ書いているので、それだけで決めているということではないことをご理解いただきたい。</p>
<p>(1件目の抽出工事関係)</p> <p>特になし。</p>	
<p>(2件目の抽出工事関係)</p> <p>1 喫煙室は1階にだけあるのか。</p> <p>2 ダクト工事が大変そうであるが、どのように設置しているのか。</p> <p>3 この図面をみると、既存のダクトがあるが、これは別のダクトのなのか。</p> <p>4 屋上に排風機があるが、そこから吸い込んでいるのか。</p>	<p>1 全部で3カ所あり、本館の2階、別館の1階、北別館の1階に設置している。</p> <p>2 足場を設置し、1階から8階までダクトを設置した。</p> <p>3 これは、喫煙室の脇のおにぎり屋の厨房用である。</p> <p>4 そのとおりである。改修前は、階にあったが、屋上で吸い上げるようにした。</p>
<p>(3件目の抽出建設コンサルタント関係)</p> <p>1 改修工事ですが、基本設計的なものは発注者が作成していると思われるが、具体的には仕様を決めている程度なのか。</p> <p>2 予定価格の作成はどうやっているのか。</p> <p>3 国土交通省の新しい告示15号によっているのか。</p> <p>4 旧基準か。</p>	<p>1 そのとおりである。詳細については、現場調査を実施する等しながら設計内容を伝えている。</p> <p>2 図面の枚数による方法を使っている。</p> <p>3 この案件は、該当しない。</p> <p>4 今回の審議案件は、旧基準によっている。農林水産省では、官庁営繕部で定めた図面の枚数による積算方法で行っているが、新しい基準では、面積による対応の算出方法に変わっていることから、改修工事のように図面枚数による設計費の積算は告示15号の基準だけでは計算できなくなった。</p>

- | | | | |
|----------------------------|---|---|---|
| 5 | 業務の契約には、調査基準価格の設定はないのか。 | 5 | 予定価格が、1,000万を超える場合は設定している。 |
| 6 | 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の調査項目等は定められているのか。 | 6 | 工事に準じた内容で定められているが、実施したことはない。 |
| 7 | この工事は、骨組みを残して、壁と屋根は、全て張り替えるという工事内容なのか。 | 7 | そのとおりである。 |
| (4件目の抽出建設コンサルタント関係) | | | |
| 1 | この工事は、合同庁舎の一部なのか。 | 1 | そのとおりである。 |
| 2 | 検疫相談室を小さくして事務室の中の一部に造り、図書室と男子更衣室をなくして、電気泳動室とPCR室と核酸抽出室を新たに設置するという改修工事になるのか。 | 2 | そのとおりである。 |
| 3 | 新しい検査項目の対象物が増えたのか。 | 3 | 植物防疫の業務として増えたので、それを行う部屋が必要になったということである。 |
| 4 | それは、中部国際空港に限らず、全国的なことなのか。 | 4 | 通常そういうニーズによってこのような改修工事を行っているが、他の検疫所の事業は不明である。 |
| (5件目の抽出建設コンサルタント関係) | | | |
| 1 | 配置図で、斜線が入っていないものについては、改修が既に終わっているのか、あるいは今後改修を予定しているのか。 | 1 | 宿舎の規模を縮小するという理由で、用途廃止する予定である。 |
| 2 | 今回の工事で解体する5棟を用途廃止するのか。 | 2 | そのとおりである。 |
| 3 | ほかにも順次壊していくのか。 | 3 | この基本設計図書に、5棟、「概算額により棟数の変更あり」という記載があるように積算額によって解体建物を増やすこともある。 |
| 4 | 施工者に任せた方が合理的だということもあるようであるが、工事のボリュームをカウントできる設計内容になっているのか。 | 4 | 図面で、積算が可能な設計内容になっている。 |
| 5 | 今回の選定の方法であるが、青森県内だけでは参加数が揃わなかったのか。 | 5 | 今回の該当ランクは、Cランクであり、業者がいないため最寄りの県外も含め、Dランクまで広げた。 |
| 6 | 結果、青森の者になったということか。 | 6 | そのとおりである。 |
| (6件目の抽出随意契約関係) | | | |
| 1 | 3回目の入札でも落札しないので、4回目は見積もりにしたということだが、不落随意契約に移行する場合は、もう一度入札と同じように見積もりを電子対応で行うのか。 | 1 | 今回については、2回目に最低価格が350万円で、予定価格よりもかなり開きがあったので、3回目を入札として執行したが落札しなかった。電子入札なので、入札はそれで終了し不落随意契約という形に移行するメールを送る仕組みとなっている。 |

2 3回入札で、あと1回が見積もりというふうになっているが、3回までしかできないというルールがあるのか。

3 3回までは許されるのか。

4 この場合、実際に入札と見積もりについては、違いはあるのか。

5 業務名称で「動物検疫所北海道出張所（胆振）堆肥舎新築その他工事外1件」とあるが、この「その他」というのは何であるか。

6 外1件とは、それ以外の建物があるということか。

7 脱臭設備というのは設計が必要なものなのか。

8 取り替えるのか。

9 簡単に取り付けられるのか。

(7件目の抽出随意契約及び変更契約関係)

1 年度末発注であるが、辞退者がたくさん出てくるのは好ましくないと思うが、選定方法はどのようにしたのか。

2 この厨房機器は、全部厨房業者が持ち出してきれいになっていたということか。

3 設計変更は、誰が要望するのか。発注者の都合でこの仕様は変えた方がいいというふうに判断するのか、或るいは、それを利用するテナントさんの要望なのか。或いは施工者側からの要望で行うのか。また、今回は、どのような理由で何を変更したのか。

4 一番大きいのは床の耐熱の部分の樹脂塗料の塗り厚が1.2から3.5に変わったということか。

5 第1回変更の図面がついているが、これは誰が作成するのか。

2 原則2回までとなっているが、ケース・バイ・ケースの対応である。

3 原則は2回となっているが、入札心得にも明記しているように、2回で落札者がいない場合、3回以降の入札については、入札執行状況等を総合的に勘案して決めることになっており、複数名で判断している。

4 変わらない。電子上で入札又は見積もりを依頼することになっているので、結果的には同じである。

5 「その他」の意味は、建築だけではなく、電気と機械が含まれるということである。

6 新築が1件と改修工事が1件という内容で、改修工事は、堆肥処理施設の脱臭設備を新設する設計内容となっている。

7 本工事の目的は、既存の焼却設備から出る排気の臭いを除去することにある。工事としては、脱臭設備をどのようなシステムにするかとか、装置を取りつけるためには、現状の焼却設備の排気管を改修するなど付帯した改修工事が必要となるので、脱臭装置を含め、設計する必要がある。

8 新たに脱臭装置を設置する工事である。

9 この規模の焼却炉になると、排気を冷やすための冷却槽の設置等の工事が必要となる。

1 東京23区内の建築一式の登録名簿から選定し、完成工事高のウェット等の各企業の得意分野を調査の上で指名業者を選定している。

2 本工事で、一部移設しているが、そのまま置いた状態での施工である。

3 今回は、発注者の判断で変更しているが、施工者側からVE提案により変更することもある。また、今回の変更理由であるが、当初は、厨房機器の移動の範囲が限られているということで、施工性を重視した床仕上げの仕様になっていたものを、耐熱性を満たした方がよいと判断して仕様の変更を行っている。

4 そのとおりである。

5 工事担当の監督職員である。

6 要するに、その設計事務所はもう終わっているから一切やらないのか。

7 この工事を落札した業者は最初に出てきた者と同じだが、既に工事を受注した者は指名から外すとかという、ルールはないのか。

(8 件目の抽出随意契約及び変更契約関係)

1 こちらは見積もりに移行した段階で、1者になったということか。

2 これも発注時期も早目に設定したら辞退者が少なかったと思われる。

3 これは建築工事とセットで工事を発注するという方法はあるのか。分けて発注する方が合理的なのか。

6 そのとおりである。

7 今回、名簿が21・22年度で変わったことで順番が変わったため、指名されたと思われる。指名競争の場合は、恣意的な選定にならないよう一定のルールに基づいた順でやっているのので、名簿が入れ替わったことにより、同じ会社が指名されることもあり得る。

1 そのとおりである。

2 その考えもあると思われる。

3 基本的には、分離発注ということで、それぞれの業種に対して発注するというのを原則にしている。